

## 委員会傍聴に係る検討すべき項目(案)

	項目	現 行	根拠規定
1	委員会許可	・委員会開(再)会直後に諮り、許可	委員会条例
2	傍聴受付時間等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定例会初日から委員会当日の午前10時まで受け付ける</li> <li>・午前10時の時点で定員を超える場合は抽選</li> <li>・午前10時の時点で定員に達しない場合は、10時20分まで先着順に受け付ける</li> <li>・午後傍聴は、午前中で定員に達していない場合は、午後12時30分まで受け付ける</li> <li>・午後12時30分の時点で定員を超える場合は抽選</li> <li>・午後12時30分の時点で定員に達しない場合は、午後12時50分まで先着順に受け付ける</li> <li>・受付場所は、議会局議事課(5階)</li> </ul>	委員会傍聴取扱細則
3	傍聴申出書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・希望する委員会名を記載</li> <li>・住所氏名を記載</li> <li>・委員会を変更する場合は、午後あらためて申請</li> </ul>	委員会傍聴取扱要領
4	傍聴定員及び委員会室における傍聴人の座席配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・16人(定員)</li> <li>・定員を超えたら抽選</li> <li>・傍聴人席は記者席後方に1列で配置</li> </ul>	委員会傍聴取扱要領
5	傍聴人の入退室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・8階傍聴希望者控室で待機</li> <li>・委員会許可後、議会局職員の案内で入室</li> <li>・みだりに席を離れない(トイレ等OK)</li> </ul>	委員会傍聴取扱要領
6	保安員の配置	・8階9階の各フロアーに1名	